

岡山県トラック人材確保対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県トラック人材確保対策支援金(以下「支援金」という。)の交付については、岡山県トラック人材確保対策等支援事業費補助金交付要綱(令和8年3月19日施行)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(事務の取扱)

第2条 一般社団法人岡山県トラック協会(以下「協会」という。)は、支援金に関する事務の取扱いを行う。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号、以下「法」という。)第2条第2項に規定する事業をいう。
- (2) 特定貨物自動車運送事業 法第2条第3項に規定する事業をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する事業者をいう。
- (4) 貨物自動車運送事業者 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営む者で、法第3条又は法第35条に規定する許可を受けた者をいう。

(目的)

第4条 協会は、人材確保対策を図るため、職場環境の整備や求人のための広報等に取り組む貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の負担を軽減することを目的に支援金を交付する。

(支援金の交付要件等)

第5条 支援金の交付の対象は、別表1の交付要件等の欄に掲げる全てを満たすものとする。

2 協会は、次の各号全てを誓約した者に対してでなければ支援金を交付しない。

- (1) 前項に定める交付要件等を全て満たしていること。
- (2) 申請内容に虚偽がなく、内容に関して協会からの調査や報告の求めに応じること。
また、虚偽や不正等が判明した場合は、支援金の返還に応じること。
- (3) 申請日時点で倒産若しくは法第32条に規定する廃止又は休止をしていないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(支援金の額等)

第6条 協会は、事業者からの申請に基づき、別表2に掲げる支援内容等に応じて、予算の範囲内で支援金を交付する。

(支援金の交付申請及び請求)

第7条 事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和8年4月1日から令和8

年12月28日の期間内に、様式第1号による「岡山県トラック人材確保対策支援金交付申請書兼請求書」（以下「申請書」という。）を協会に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第8条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは事業者に対し支援金を交付する。ただし、交付額の総額が予算額に達した場合は、交付しない場合がある。

（交付の取消し）

第9条 協会は、前条の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- （3）偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- （4）申請書に添付する別紙2の誓約書に違反したとき。
- （5）その他協会又は県が交付の取消しが適当と判断するに至ったとき。

2 協会は、支援金の交付の全部又は一部を取り消す場合は、様式第2号による「岡山県トラック人材確保対策支援金交付取消通知書」により当該事業者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 協会は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、取消しを決定した日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 協会は、支援金の返還を命ずる場合は、様式第3号による「岡山県トラック人材確保対策支援金返還請求書」により当該事業者に請求するものとする。

3 協会は、やむを得ない事情があると認めたときは、県と協議のうえ前項の期限を延長することができる。

（加算金及び延滞金）

第11条 支援金の交付を受けた事業者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて協会に納付しなければならない。

2 支援金の交付を受けた事業者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

3 協会は、やむを得ない事情があると認めたときは、県と協議のうえ加算金又は延滞金の全部又は一部を免除できるものとする。

（権利の譲渡又は担保の禁止）

第12条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 支援金の交付を受けた事業者は、支援金に関する書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は県と協議し、協会が別に定める。

2 協会及び事業者は、支援金の交付等に関して県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則 (令和8年3月23日制定)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

項目	交付要件等
対象者	県内に事業所（法第4条第1項第2号又は法第35条第2項の規定による事業計画で定める営業所をいう。以下同じ。）を有する貨物自動車運送事業者であり、かつ中小企業者であること
支援対象	<p>（1）職場環境整備のための備品購入費 令和8年4月1日以降に配置し、申請日時点において継続的に事業に使用しているもの</p> <p>（2）就職フェア等への出展料 令和8年4月1日以降に出展したもの</p> <p>（3）求人広告掲載 令和8年4月1日以降に掲載を開始したもの</p>
その他	<p>（1）他の助成金等を充当する場合は、その充当額を減額した額とする。</p> <p>（2）支援金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする</p>

別表2（第6条関係）

<p>支援内容等</p>	<p>1. 支援内容</p> <p>(1) 職場環境整備のための備品購入 人材確保のため、職場環境の整備に資する備品等を県内の事業所に配置するために要した備品購入費</p> <p>(2) 就職フェア等への出展 就職情報企業等が実施する複数の企業等が出展している就職フェアや合同企業説明会等へ、県内の事業所への採用を目的として出展するために要した出展料</p> <p>(3) 求人広告掲載 求人サイトや求人情報誌等へ、県内の事業所が勤務地であることを明記した求人広告を掲載するために要した広告制作費及び広告掲載料</p> <p>2. 申請回数 (1) から (3) について、それぞれ1回ずつ申請できるものとする。</p> <p>3. 交付額</p> <p>○各種認定事業者（※） 交 付 率：2／3 交付限度額：(1) から (3) を合わせて4, 0 0 0千円</p> <p>○各種認定事業者以外 交 付 率：1／3 交付限度額：(1) から (3) を合わせて2, 0 0 0千円</p> <p>ただし、(1) から (3) の支援対象について、それぞれ他の助成金等を受けている場合は、申請（請求）額から当該助成金等を差し引くものとする。</p> <p>※各種認定事業者とは、別表1に掲げる対象者のうち最初の交付申請日時時点で県内の事業所において、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者をいう</p> <p>（ア）安全性優良事業所認定事業者 全日本トラック協会から、「安全性優良事業所」の認定を受けている者</p> <p>（イ）働きやすい職場認証制度認証事業者 国土交通省の指定を受けた認証実施団体から、「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）」の認証を受けている者</p> <p>（ウ）健康経営優良法人認定事業者 日本健康会議から「健康経営優良法人」の認定を受けている者</p>
--------------	---